監査法人のガバナンス・コード

JPX金商法研究会 2017. 2.24 早稲田大学ファイナンス研究科教授 岸田 雅雄

はじめに

2016年12月15日に監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会から「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)(案)の策定について」(以下「コード案」という。)が公表された。これについては2017年1月31日までに広く意見が招聘され、所要の修正を経て2017年3月末までにも確定されるものと考えられている。最終案が公表されてから議論がなされるものと思われるが、本日はこれについて報告します。コードについてはまだ十分に議論がなされておりませんが、町田祥弘教授の「監査法人のガバナンス・コード」(企業会計69巻2号72頁以下2017)を中心に読み上げさらに以下のこれまでの有識者検討会の議事録等に基づいて説明させていだきます。

まず2016年3月8日に金融庁から公表された『会計監査の在り方に関する懇談会』提言 -会計監査の信頼性確保のために一」(以下「提言」という。)を受けて、「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」(以下「検討会」という。)が開催され、7月15日より5回にわたって審議が重ねられ、12月15日に、「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)(案)の策定について」が公表された。コード案は、2017年1月31日までの期限で、広く意見を招聘され、その後、検討会での検討のうえ、所要の修正を経て年度内にも確定されるものと考えられている。検討会は、先の「会計監査の在り方に関する懇談会」(以下「懇談会」という。)と座長が異なり、また、一部のメンバーが変更となっているものの、多くのメンバーは共通であり、コード案は、「提言」と趣旨を同じくするものと捉えられる。

コード案は、「提言」のもとで具体的に実施や検討が進められることが予定されている 大きな監査規制問題の1つであり、監査の品質の向上に向けての取組みと位置づけられて いる。

ところでガバナンス・コード作成の動きは、2013年6月に閣議決定された「日本再興戦略」から始まり2014年2月の「責任ある機関投資家の諸原則」として「日本版スチュワードシップ・コード」が作成され、さらに前回の会社法の改正に伴い2016年6月に「コーポレートガバナンス・コード」を公表したことに続くものである。そして金融庁における「会計監査の在り方に関する懇談会」らの動きを受け、2016年から「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」が「ガバナンス・コード」を作成しようとした。また「監査法人のガバナンス・コード」は同様の動きをするイギリスの監査法人に対するガバナンス・コードの動きを追っているものとも考えられる。

「提言」における考え方

「提言」においては、「II. 会計監査の信頼性確保のための取組み 1. 監査法人のマネジメントの強化」において、東芝問題を想起させる「最近の不正会計事案においては」という表現をとったうえで、「大手監査法人の監査の品質管理体制が形式的には整備され

ていたものの、組織として監査の品質を確保するためのより高い視点からのマネジメントが有効に機能しておらず、(中略)他の大手監査法人についても、当局の検査等において、マネジメントの不備が監査の品質確保に問題を生じさせている原因として指摘されているところである」と述べられている。

この原因として「提言」では、監査法人は、公認会計士法上、5名以上の公認会計士によって設立されるパートナーシップ制がとられているものの、実際に、大手監査法人では、数千名の公認会計士を擁する体制となっており、準大手監査法人でも100名を超える規模となっていることから、現行のマネジメントが監査法人の「規模の拡大と組織運営の複雑化に対応しきれていないことが、監査の品質確保に問題を生じさせている主な原因の一つである」と捉えているのである。

「提言」が想定するのは、以下のような監査規制のモデルである。

- ① 主に大手上場企業等の監査の担い手となる監査法人が対象
- ① 運営について明確な権限と責任を定めた実効的なガバナンスを確立させる
- ② 組織全体にわたってマネジメントを有効に機能させる。
- ③ 組織的な運営の状況を外部からチェックできるようにする。
- ④ 組織的な運営が有効に機能している監査法人が評価されるようにするため、監査法人の運営の透明性を向上させる

これらのうち、⑩については、監査法人のうち一定規模以上の監査法人が対象となると考えられる。英国の例にならうのであれば、20 社以上の上場企業の監査を担当する監査法人が対象となり、有限責任あずさ監査法人、PwC あらた有限責任監査法人、仰星監査法人、PwC 京都監査法人、三優監査法人、新日本有限責任監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人、有限責任監査法人トーマツ、ひびき監査法人、優成監査法人の11 法人が対象となる。なお、「提言」では、大手監査法人の寡占状況を踏まえて、「寡占が品質向上に向けた競争を阻害している懸念があることも指摘されている」として、「大手上場企業等の監査を担う能力を有する監査法人を増やしていくための環境整備に取り組む必要がある」とも述べている。

また, ④については, 監査法人が公表するいわゆる「透明性報告書」を念頭に, 対象となる各監査法人が, 監査法人のガバナンス・コードへの遵守状況を含む情報開示を, 公的規制, 自主規制または自主的な報告書を通じて行うことを想定しているといえる。

そう考えると、③と④の記述は、④は資本市場、あるいは、株主ないしその立場に立つ 監査役等が透明性報告書に基づき監査法人の選任を行うことを念頭に置いているのに対し て、③は、当局による検査等を念頭に置いているものと解される。

①が監査法人のガバナンス問題は、「提言」では、「 Π . 会計監査の信頼性確保のための取組み I. 監査法人のマネジメントの強化(1 監査法人のガバナンス・コード)において、「実際のガバナンスやマネジメントの形態は、各法人の規模や特性等に応じて、違いが出てくることも考えられることから、組織的な運営の形態について一律のルールを定めて対応することは適当でなく、各監査法人がプリンシプルの実現に向け、創意工夫を行いながら対応をとることができるような仕組みを考えていくことが望ましい」として、英国等の例を引きながら、いわゆる原則主義(プリンシプルベース)のガバナンス・コードへの取組みを提言している(町田・前掲 73 頁)。

コード案

前述の「提言」を受けて検討会において議論の末にとりまとめられたコード案では、5つの原則と、その下位原則である22の指針から構成されている。以下、5つの原則ごとに検討してみる。

【コード案の5つの原則】

【監査法人が果たすべき役割】

原則1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

【組織体制】

原則2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。

原則3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

【業務運営】

原則4 監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。 また。人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

【透明性の確保】

原則5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

以下くわしく見ている。

原則1-トップのリーダーシップ等

まず、「企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、国民経済の健全な発展に寄与する」とは、公認会計士法1条に規定されている公認会計士の使命にほぼ同じであり、監査論においては、公共の利益(public interest)と称されているものである。

この点コーポレートガバナンスとは大きく異なる点であり、監査法人が単なる利益獲得団体ではなく、公共の利益に資することがもっとも重要であり、ガバナンスもこの点を重視して考えるべきであるとする。それは具体的には以下の点に表れる。

次に、トップのリーダーシップに関連して、監査法人が果たすべき役割として期待されている点は、以下のとおりである。

- ・ トップ自らおよび法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにする(指針1-1)
- ・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え 方や行動の指針を明らかにする(指針1-2)
- ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持

- ・発揮させるよう、適切な動機づけを行う(指針1-3)
- ・ 法人の構成員が、会計監査をめぐる課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、 開放的な組織文化・風土を醸成する(指針1-4)

これらの役割を果たすべく監査法人がとりうる具体的な行動としては、監査法人トップによる所信表明、監査法人の理念に係る方針等の文書化と共有、さらには監査法人内における議論の場の設定等が考えられるが、本質的には、監査法人の社風や組織風土の醸成の問題であり、一朝一夕に組織改革が実現できるものではないであろう(町田 74 頁)。

原則2-実効的な経営(マネジメント)機関

原則2に関連して指針において求められることを抽出すれば、以下のとおりである。

- ・ 実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営を行う(指針2-1)
- 経営機関は以下の事項を含む重要な業務運営を担う(指針2-2)
 - 監査品質に関する重要事項についての適正な判断
- 一 監査上のリスク等に対応するための経済環境等の分析や被監査会社との間での率直 かつ深度ある意見交換を行う環境の整備
- 一 人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備
- IT の有効活用の検討・整備
- ・ 監査実務に精通しているだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保される経営機関の構成員の選任(指針2-3)

ここでは,「提言」以来,標榜されているマネジメントの強化によって監査法人における構成員および監査業務へのグリップを強めて,品質の向上に資する体制を整備・運用することが企図されている。

他方で、指針2-3に示されているように、監査実務に精通するだけではなく、法人の 運営に適した人材を経営機関の構成員として選任することを求めている。このことから、 コード案では、諸外国の会計事務所のように、監査法人の経営に当たる者と監査業務を担 う責任者とを分離する体制は念頭にないことが想定される。

あくまでも「監査法人」としての経営機関を求めていると解されるのである(町田 74 頁)。

この点においても営利事業とは異なり、法人の利益のみならず社会全体の利益を目指すべく監査体制の強化を図るべきであるとする。この点から事業の効率性や品質の向上を図るべきであるとする。

原則3-監督・評価機能

この原則は、監査法人に、外部の第三者が構成員として含まれる「監督・評価機関」を 設置することを求めているものである。

さらに指針では以下の点を求めている。

- ・ 経営機関による経緯機能の実効性を監督・評価する監督・評価機関を受け、その役割を明らかにする(指針3-1)

- ・ かかる独立性を有する第三者については、以下の業務を行う(指針3-3)
 - 一 組織的な運営の実効性に関する評価への関与
 - 一 経営機関の構成員の選退任、評価および報酬の決定過程への関与
 - 一 法人の人材育成、人事管理・評価および報酬に係る方針の策定への関与
- 一 内部および外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証および活用状況の評価への関与
 - 一 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与
- ・ 監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に あたっての補佐が行われる環境を整備する(指針3-4)

ここでイメージすべきは、上場企業の独立役員であろう。経営機関に対して客観的な位置づけにある監督・評価機関ということであるから、監査役会における社外監査役を想起すればよいかもしれないが、上記のうち、たとえば、「経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与」や「法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与」を担うという点では、その役割はより広範かつ経営機関の活動の評価に責任を有するものとなっているように思われる(町田・前掲 75 頁)。

ここでは法人の監査監督のために独立した存在が必要であるとする。これは会社における社外(独立)の監査人の存在と共通するものがあう。

原則4-法人内外との意見交換および人事

コード案の原則4では、法人内外との意見交換・議論や人事の問題が取り扱われている。前者については、以下の点が挙げられている。

- 経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有する(指針4-1)
- ・ 経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる(同上)
- ・ 法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行う(同上)
- ・ 被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部および監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くす(指針4-4)
 - 監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意する(同上)
 - ・ 内部および外部からの通報に関する方針や手続を整備する(指針4-5)

これらは、組織一般の内部統制における基本的要素の1つである「情報と伝達」の内容を監査法人において具体化したものといえよう。このうち、監査リスクに関する被監査企業の経営陣との意見交換は、近い将来に導入が想定される監査報告書でのリスク情報の提供の問題とも関連して、今後、非常に重要な問題となってくると考えられる。また、監査法人における外部からの情報提供への対応の問題は、カネボウ事件(2005 年)、オリンパス事件(2011 年)等においても問題視された監査法人の品質管理の重要な課題の1つである。

他方、人事については、以下の点が述べられている。

・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、 法人における人材育成、人事管理・評価および報酬に係る方針を策定し、運用する。その 際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価する(指針4-2)

- ・ 以下の点を考慮した構成員の配置を行う(指針4-3)
 - 幅広い知見や経験についてバランスのとれた構成員の配置
 - 非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知 見や経験を獲得する機会の提供
 - 一 構成員の幅広い知見や経験の適正な評価と計画的な活用

これらの人事の問題は非常に難しいといえよう。職業的懐疑心を適正に発揮したかどうかをどのようにして評価したらよいのか、公認会計士志望者が少なく、公認会計士試験合格者が需要超過の状況にあって、バランスのとれた構成員の配置が可能なのか、ましてや、非監査業務の経験や事業会社等への出向の機会を提供できる余裕があるのかどうかという点が問題となるであろう。

とはいえ、これらの問題に何らかの解を見つけなくては、監査法人の品質の向上につながる人事事管理や人材育成は望めないといえるのかもしれない(町田・前掲 76 頁)。

これは法人における人事管理の問題で原則3と合わせて考慮が必要であろう。

原則5-透明性報告書

最後の原則5は「透明性報告書」の作成と公表に係るものである。

透明性報告書とは、諸外国の監査事務所においては、広く公表されている監査事務所の 組織体制や業務運営に関する報告書であり、被監査会社や株主を対象とした、一種の統合 報告書といえよう。わが国においても、PwC あらた監査法人(当時)が 2015 年に公表した のを始めとして、透明性報告書という名称は付していないものの、有限責任あずさ監査法 人が 2016 年に公表している。

- コード案では、透明性報告書において、以下の事項の説明を求めている(指針5-2)。
- ・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた, 自らおよび法人の構成員がそれぞれの役割 を主体的に果たすためのトップの姿勢
- ・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観およびそれを実践するための考え方や行動の指針
- ・ 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方
- 経営機関の構成や役割
- ・ 監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する 第三者の選任理由、役割および貢献・監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品 質の向上に向けた取組みの実効性の評価

ここに示された事項は、原則1から4まで、ならびに、その指針に示された内容にほかならない。すなわち、前述の原則および指針は、透明性報告書における一定の開示を前提とした枠組みとなっているのである。

こうした透明性報告書をもとにして、「被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換」および「監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用」(指針5-3)、「本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価」(指針5-4)、ならびに「資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用」(指針5-5)することが求められている(町田・前掲 76 頁)。

これはすべてのガバナンスに共通にいえることであるが、情報の透明性の問題でもある。

「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)(案) の策定について

会計監査は資本市場を支える重要なインフラであり、今後の会計監査の在り方について幅広く検討するため、平成27年10月、「会計監査の在り方に関する懇談会」が設置された。

本年 3 月にその提言が取りまとめられたが、そこでは、大手上場企業等の監査を担う 監査法人の組織的な運営において確保されるべき原則を規定した「監査法人のガバナ ンス・コード」の策定が提言された。

これを受け、本年 7 月、本検討会が設置され、5回に亘る審議を経て、今般、「監査法人の組織的な運営に関する原則」(案)を取りまとめることとしたものである。

本原則は、5つの原則と、それを適切に履行するための指針から成っており、

- ・ 監査法人がその公益的な役割を果たすため、トップがリーダーシップを発揮すること、
- 監査法人が、会計監査に対する社会の期待に応え、実効的な組織運営を行うため、 経営陣の役割を明確化すること、
- ・ 監査法人が、監督・評価機能を強化し、そこにおいて外部の第三者の知見を十分に 活用すること、
- ・ 監査法人の業務運営において、法人内外との積極的な意見交換や議論を行うとともに、構成員の職業的専門家としての能力が適切に発揮されるような人材育成や 人事管理・評価を行うこと、
- さらに、これらの取組みについて、分かりやすい外部への説明と積極的な意見交換を行うこと、

などを規定している。

本原則は、大手上場企業等の監査を担い、多くの構成員から成る大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定されているが、それ以外の監査法人において自発的に適用されることも妨げるものではない。その上で、大手監査法人をはじめとする各監査法人が、本原則をいかに実践し、実効的な組織運営を実現するかについては、それぞれの特性等を踏まえた自律的な対応が求められるところであり、本原則の適用については、コンプライ・オア・エクスプレイン(原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明する)の手法によることが想定されている。

各監査法人においては、会計監査を巡る状況の変化や、会計監査に対する社会の期待 を踏まえ、それぞれの発意により、実効的な組織運営の実現のための改革が強力に進 められていくことを期待したい。

【監査法人が果たすべき役割】

原則1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

考え方

資本市場の信頼性を確保し、企業の成長に向けた資金が円滑に供給されるためには、企業による適正な財務情報の開示が不可欠である。また、企業が経営戦略を策定し、持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を目指す上でも、自らの財務情報を的確に把握し、市場の参加者等と共有することが必要である。

会計監査は、このような企業による財務情報の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支え、日本経済の持続的な成長につなげていく前提となる極めて重要なインフラである。

公認会計士法上、公認会計士とともに監査法人も、組織として、企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を担っている。資本市場の重要なインフラである会計監査の品質を持続的に向上させるため、監査法人の社員が公認会計士法に基づく業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップがリーダーシップを発揮し、法人の構成員の士気を高め、その能力を十分に発揮させることが重要である。また、その際には、被監査会社から報酬を得て行うとの会計監査の構造に起因して、法人の構成員による職業的懐疑心の発揮が十分に行われないということにならないよう留意すべきである。

指針

- 1-1. 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。
- 1-2. 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それ を実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。
- 1-3. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。
- 1-4. 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、 積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。

1-5. 監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。

【組織体制】

原則2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的 な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。

考え方

監査法人制度は、5 人以上の公認会計士で組織するパートナー制度を基本としているが、大規模な監査法人においては、社員の数が数百人、法人の構成員が数千人の規模となるものが存在するようになっており、監査の品質の確保の観点から、監査法人において、経営陣によるマネジメントが規模の拡大や組織運営の複雑化に的確に対応することが求められている。

このため、監査法人においては、法人の組織的な運営に関する機能を実効的に果たすことができる経営機関を設け、法人の組織的な運営を確保することが重要である。

指針

- 2-1. 監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。
- 2-2. 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保する ため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らか にすべきである。
 - ・ 監査品質に対する資本市場の信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な 事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制 の整備及び当該体制を活用した主体的な関与
 - ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備
 - ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備
 - ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においても IT 化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備
- 2-3. 監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。

原則3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・ 評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきであ る。

考え方

監査法人において、組織的な運営を確保するため、経営機関の機能の強化に併せ、 その実効性について監督・評価し、それを通じて、実効性の発揮を支援する機能を確保 することが重要である。

さらに、監査法人が、組織的な運営を確保し、資本市場において公益的な役割を果たすために、監督・評価機関において、例えば、企業における組織的な運営の経験や資本市場の参加者としての視点などを有する、外部の第三者の知見を活用すべきである。

指針

- 3-1. 監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて 実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。
- 3-2. 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが 認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する 第三者を選任し、その知見を活用すべきである。
- 3-3. 監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。
 - ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与
 - ・ 経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与
 - ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与
 - ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与
 - ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与

3-4. 監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、 監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務 遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。

【業務運営】

原則4 監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

考え方

監査法人において、会計監査の品質を持続的に向上させるためには、経営機関が経営機能を発揮するとともに、経営機関の考え方を監査の現場まで浸透させる必要があり、そのための体制を整備する必要がある。

また、経営機関の考え方を、法人の構成員が受け止め、業務に反映するようにするためには、大局的かつ計画的な人材育成や人事管理・評価が極めて重要であり、これが機能しなければ、監査品質の向上に向けた取組みは実効を伴わないものとなる。

さらに、経営機関から監査の現場への情報の流れだけではなく、監査の現場から経営機関等への情報の流れを円滑にすることも重要である。

こうした取組みにより、法人の構成員の間で、より自由闊達な議論が行われ、縦割り に陥らない開放的な組織文化・風土が醸成されることが期待される。

指針

- 4-1. 監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。
- 4-2. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。
- 4-3. 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。
 - ・ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を発揮できるよう、幅広い 知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること
 - ・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること

- ・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、 計画的に活用すること
- 4-4. 監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で 監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の 現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきであ る。
- 4-5. 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を 懸念することがないよう留意すべきである。

【透明性の確保】

原則5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切 に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

考え方

会計監査の品質を持続的に向上させていくためには、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が、監査法人における会計監査の品質の向上に向けた考え方や取組みなどを適切に評価して監査法人を選択し、それが監査法人において、監査品質の向上へのインセンティブの強化や監査報酬の向上につながるといった好循環を生むことが重要である。このため、監査法人は、資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みに関する情報開示を充実すべきであり、それは資本市場の参加者等との意見交換の有効な手段となると考えられる。

また、監査法人内においても、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組 みの実効性について評価を行い、資本市場の参加者等との意見交換と合わせ、その結 果を更なる改善に結びつけるべきである。

指針

- 5-1. 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。
- 5-2. 監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。
 - ・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれ ぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢
 - ・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え 方や行動の指針
 - ・ 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについて の考え方
 - ・ 経営機関の構成や役割
 - ・ 監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立 性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献

- ・ 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組 みの実効性の評価
- 5-3. 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。
- 5-4. 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。
- 5-5. 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原 則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべき である。

―会計監査の信頼性確保のために―

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

目 次

I. はじめに		1
Ⅱ. 会計監査の信頼性確保のための取組み		2
1. 監査法人のマネジメントの強化(1) 監査法人のガバナンス・コード(2) 大手上場企業等の監査を担える監査法人を増やす環境整		4
2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実 (1)企業による会計監査に関する開示の充実 (2)会計監査の内容等に関する情報提供の充実	!	5
3. 企業不正を見抜く力の向上 (1)会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の (2)不正リスクに着眼した監査の実施	発揮	
4. 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック (1) 監査人の独立性の確保 (2) 当局の検査・監督態勢の強化 (3) 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化	10	0
5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備 (1)企業の会計監査に関するガバナンスの強化 (2)実効的な内部統制の確保 (3)監査における IT の活用 (4) その他		2 3 3
皿. おわりに	1!	5

会計監査の在り方に関する懇談会メンバー

(平成28年3月8日現在)

	氏	名	現	職
座長	脇田	良一	名古屋経済大学大学院教授 明治学院大学名誉教授	
メンバー	引頭	麻 実	㈱大和総研常務執行役員	
	倉 貫	浩 一	読売新聞東京本社論説委員	
	斎 藤	静 樹	東京大学名誉教授	
	関	哲夫	(株)みずほフィナンシャルグル	一プ取締役
	初川	浩 司	公認会計士	
	八田	進二	青山学院大学大学院教授	
	森	公 高	日本公認会計士協会会長	

〔50音順、敬称略〕

I. はじめに

資本市場の信頼性を確保し、成長資金が供給されるようにしていくためには、企業が財務情報を適正に開示することが必要である。また、企業が経営戦略を策定し、持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を目指すうえでも、自らの財務状況を的確に把握し、株主・投資家等と共有することが不可欠である。

会計監査は、このような企業による財務状況の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支え、これを日本経済の持続的な成長につなげていく前提となる極めて重要なインフラである。

このため、公認会計士法第1条においては、「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする」ことが規定されている。

これまで、関係者においては、会計監査の充実に向けて累次の取組みが行われてきた。しかしながら、最近の不正会計事案などを契機として、 改めて会計監査の信頼性が問われている。

このような状況のもと、昨年10月に「会計監査の在り方に関する懇談会」(以下「懇談会」という)が設置され、会計監査をとりまく環境の変化や最近の不正会計事案の要因等を踏まえ、会計監査の信頼性を確保するために必要な取組みについて、幅広く議論を行ってきた。

本提言は、懇談会における会計監査の信頼性確保のための取組みについての議論を取りまとめ、公表することとしたものである。

Ⅱ. 会計監査の信頼性確保のための取組み

会計監査の充実に向けた累次の取組みを通じ、会計監査を実施するための規制・基準は相当程度整備されてきた。しかしながら、最近の不正会計事案などを契機として、改めて会計監査の信頼性が問われる状況に至っている。

こうした背景には、

- これらの規制・基準が監査の現場に十分に定着していない、
- ・こうした規制・基準を定着させるための態勢が監査法人や企業等において十分に整備されていない、
- ・そのような態勢整備がなされているかを外部から適切にチェックできる枠組みが十分に確立されていない、

といった要因があるのではないかと考えられる。

また、不正会計問題への対応に際しては、いたずらに規制・基準を強化するのではなく、その費用と便益を検証しつつ、問題の本質に焦点を当てた対応を取るべきである。

このような観点から、会計監査の信頼性確保に向けて講ずるべき取組みは、以下の5つの柱に整理される。

- (1) 監査法人のマネジメントの強化
- (2) 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実
- (3)企業不正を見抜く力の向上
- (4)「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック
- (5) 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

その具体的な施策の内容は以下のとおりである。

1. 監査法人のマネジメントの強化

最近の不正会計事案においては、大手監査法人の監査の品質管理体制が形式的には整備されていたものの、組織として監査の品質を確保するためのより高い視点からのマネジメントが有効に機能しておらず、これ

により、

- ・監査の現場やそれを支える監査法人組織において職業的懐疑心が十分 発揮されていなかった、
- 当局の指摘事項を踏まえた改善策が組織全体に徹底されていなかった、
- ・監査品質の確保に重点を置いた人事配置・評価が行われていなかった、などの問題が生じていたことが指摘されている。また、他の大手監査法人についても、当局の検査等において、マネジメントの不備が監査の品質確保に問題を生じさせている原因として指摘されているところである。

監査法人は5人以上の公認会計士を含む者の出資により設立され、出資者である各社員(パートナー)が経営に直接に関与し、相互に監視することによって組織の規律を確保することを基本としている。一方、現実には、大手上場企業を中心とする企業活動の複雑化・国際化に対応して監査法人の大規模化が進展し、大手上場企業やこれに類する大企業(以下「大手上場企業等」という)の監査の大部分を担う大手監査法人は人員が数千人を超える規模、それに続く準大手監査法人でも百人を超える規模となっている。

経営陣によるマネジメントが、このような規模の拡大と組織運営の複雑化に対応しきれていないことが、監査の品質確保に問題を生じさせている主な原因の一つであると考えられる。

このため、とりわけ大手上場企業等の監査の担い手となる監査法人を 念頭に、その運営について明確な権限と責任を定めた実効的なガバナン スを確立し、組織全体にわたってマネジメントを有効に機能させる必要 がある。併せて、このような組織的な運営の状況を外部からチェックで きるようにするとともに、組織的な運営が有効に機能している監査法人 が評価されるようにするため、監査法人の運営の透明性を向上させるこ とが必要である。

また、国内の監査市場においては、大手の4監査法人が上場時価総額ベースで9割以上の上場企業の監査を担っており、このような監査市場の寡占化が、企業、特に大手上場企業を中心とする大企業による監査法人の選択の余地を狭めていること、また、このような寡占が品質向上に向けた競争を阻害している懸念があることも指摘されている。このため、大手上場企業等の監査を担う能力を有する監査法人を増やしていくための環境整備に取り組む必要がある。

(1) 監査法人のガバナンス・コード

大手上場企業等の監査の担い手となる監査法人において実効的なガバナンスを確立し、マネジメントを有効に機能させていくための取組みを進めるにあたっては、こうした大規模な組織の運営において確保されるべき原則(プリンシプル)がまずもって確認されていることが必要であると考えられる。

一方、実際のガバナンスやマネジメントの形態は、各法人の規模や特性等に応じて、違いが出てくることも考えられることから、組織的な運営の形態について一律のルールを定めて対応することは適当でなく、各監査法人がプリンシプルの実現に向け、創意工夫を行いながら対応をとることができるような仕組みを考えていくことが望ましい。

イギリス及びオランダにおいては、このような考え方に立ち、監査法人の組織的な運営について、ルールベースではなく、プリンシプルベースの「監査法人のガバナンス・コード」(以下「コード」という)が導入され、このようなコードのもと、各監査法人が、それぞれにガバナンスを確立しマネジメントを機能させることができるようにするとともに、組織運営についての透明性を確保するための開示等を充実させることで、その実効性を確保する取組みが行われている。

こうした例を参考に、我が国においても、監査法人の組織的な運営の ためのプリンシプルを確立し、各法人に対して、当該プリンシプルを実 現するための自律的・実効的な対応を求めるべきである。その際、各法 人による組織運営の状況についての開示を充実させることにより、その 実効性を確保し、監査法人の切磋琢磨を促していくことが重要である。

コードの具体的な内容としては、大手上場企業等の監査を担う一定規模以上の監査法人への適用を念頭に置きつつ、例えば、職業的懐疑心の発揮を促すための経営陣によるリーダーシップの発揮、運営・監督態勢の構築とその明確化、人材啓発、人事配置・評価の実施等について規定することが考えられる。その詳細については、我が国の監査法人を取り巻く環境や課題に照らしつつ、金融庁のリーダーシップの下、幅広い意見を参考にしながら早急に検討が進められていくべきである。

(2) 大手上場企業等の監査を担える監査法人を増やす環境整備

コードの導入によって、準大手監査法人等、大手監査法人以外の監査 法人においても、実効的なガバナンスを確立し、マネジメントをより有 効に機能させるとともに、その実施状況を市場参加者や当局等が外部からチェックすることで、これらの監査法人の監査品質の向上につながっていくことが考えられる。これにより、より多くの監査法人が大手上場企業等の監査を担えるようになることが期待される。

また、当局と大手・準大手監査法人等との間で協議会等の継続的な対話の場を設け、大手上場企業等の会計監査をめぐる課題等について問題意識の共有を図り、監査業務の水準を向上させていくことも、大手上場企業等の監査を担える監査法人を増やしていくための環境整備につながるものと考えられる。

2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

企業の株主は、会計監査の最終的な受益者であり、株主総会において、 監査人の選解任を最終的に決定する役割を担っている。

このような株主の判断が適切に行われるためには、監査役会・監査委員会・監査等委員会(以下「監査役会等」という)による監査人の評価を含め、株主に必要な情報提供が行われることが前提となる。諸外国においてもこのような観点から様々な取組みが行われており、我が国においても、企業、監査法人、当局のそれぞれにおいて、会計監査に関する情報の株主等への提供の充実に取り組み、会計監査の透明性向上に努めるべきである。

会計監査の透明性の向上を通じて、企業の株主によって監査人の評価が適正に行われるようになり、高品質と認められる会計監査を提供する監査法人等が評価され、企業がそのような評価に基づいて監査を依頼するようになることが期待される。これにより、より高品質な監査を提供するインセンティブの強化や、そのような監査に株主や企業が価値を見出すことによる監査法人等の監査報酬の向上等を通じて、市場全体における監査の品質の持続的な向上につながっていく好循環が確立されることが望まれる。

(1)企業による会計監査に関する開示の充実

会計監査の透明性向上による好循環を実現していくためには、まず、 企業が適正な監査の確保に向けて監査人とどのような取組みを行って いるか、監査役会等が監査人をどのように評価しているか等について、 株主に対して適切に情報提供することが必要である。こうした観点か ら、有価証券報告書等における会計監査に関する開示の内容を充実させるべきである。

また、例えば、監査人の独立性を評価するにあたっては、当該監査 人がその企業の監査に従事してきた期間などは重要な情報であり、こ うした情報を有価証券報告書等に記載することを検討すべきである。

(2)会計監査の内容等に関する情報提供の充実

会計監査の透明性を向上させるためには、企業側からの情報提供に加え、監査法人等が積極的にその運営状況や個別の会計監査等について情報提供していくべきである。また、当局等においても情報提供の充実に努めるべきである。

① 監査法人等のガバナンス情報の開示

株主等が監査法人等を適正に評価するためには、監査法人等が、 その運営状況等の情報を適切に提供することも必要である。イギリ スやオランダでは、監査法人等の運営状況等について株主・投資家 等に情報提供するための報告書の公表が求められており、コードに おいて、監査法人のガバナンス情報等についても、当該報告書に盛 り込むことが求められている。

適正に会計監査が評価されるよう、我が国においても、監査法人がそのガバナンスの状況や会計監査の品質確保のための取組み等について開示・説明することを求めるべきである。

② 監査報告書の透明化等

現在の監査報告書は、財務諸表が適正と認められるか否かの表明以外の監査人の見解の記載は限定的となっている。一方、例えばイギリスでは、会計監査の透明性を高めるため、財務諸表の適正性についての表明に加え、監査人が着目した虚偽表示リスクなどを監査報告書に記載する制度が導入されている。EU も本年から同様の制度を導入する予定であり、アメリカにおいても、導入に向けた検討が進められている。

このような、いわば「監査報告書の透明化」について、株主等に

対する情報提供を充実させる観点から、我が国においても検討を進めるべきである。¹

③ 監査人の交代時における開示の在り方

監査人の交代の理由・経緯、例えば会計処理に関して企業と監査人との意見の不一致等があったかどうか、は株主や投資家にとって極めて重要な情報である。このため、監査人の交代の理由等は、企業が臨時報告書で開示することが求められており、対象となった監査法人等の意見も同報告書における企業の開示を通じて記載されることとなっている。しかしながら、臨時報告書による開示については、企業による説明の内容が表層的・定型的となっており、株主等の十分な参考になっておらず、監査法人等からも具体的な意見が出しにくいケースがある、との指摘がある。

このため、監査人の交代の理由等の開示について、株主等にとってより有用な情報の提供を確保することが必要である。したがって、監査人の交代の理由等についてより充実した開示を求めるとともに、例えば、日本公認会計士協会(以下「協会」という)において、監査法人等が交代の理由等に関して適時意見を述べる開示制度を設けるなど、開示の主体やその内容などについて、改めて検討がなされるべきである。こうした取組みは監査人の独立性の確保にも資するものと期待される。

④ 当局による会計監査に関する情報提供の充実

このほか、公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という)によるモニタリング活動の成果を、株主等が会計監査に対する理解を深めることに資するような形で整理して公表する(「モニタリングレポート」)ことが適当であると考えられる。²

¹ このほか、会計監査の透明性を向上させる観点からは、アメリカを中心に、監査の品質を測定する指標(Audit Quality Indicators)の策定に向けた取組みも進んでいる。このような指標をめぐっては、共通の基準に基づく客観的な監査品質の評価を可能とすることが期待される一方、そのような指標の実現可能性や指標を念頭に業務を行う形式主義への懸念なども示されているところである。このため、まずは諸外国における指標をめぐる動向等をフォローしていくことが考えられる。

² 協会の品質管理レビューの成果についても、同様の公表を行うことが適当であると考えられる。

3. 企業不正を見抜く力の向上

最近の不正会計事案においては、

- ・製造原価がマイナスとなる異常値を監査チームの担当者が認識したに も関わらず、更なる検証や上司への連絡を行わなかった、
- ・製造工程における多額の原価の調整について企業側から説明を受け、 一方の工程の仕訳について確認しながら、当然必要となるもう一方の 工程の仕訳を確認しなかった、
- ・工事進行基準が適用される事案について、経営者が使用した重要な仮 定の合理性や見積りの不確実性に関して当然行うべき検証を行わなか った、

など、会計士個人として、また組織として、企業不正を見抜く力が欠如していたことが指摘されている。

このような事態の再発を防ぐため、企業不正を見抜く能力と、不正の端緒を発見した際に経営者等と対峙して臆することなく意見を述べることができる気概を有する会計士を、どう育成し、確保するかが大きな課題である。また、会計士個人の力量の向上と同時に、監査法人等が組織として企業不正に適切に対応できるよう、実効的なガバナンスと有効に機能するマネジメントのもとに、しっかりとした監査の態勢を整備することが不可欠である。

(1)会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮

会計士個人の不正を見抜く能力を向上させ、不正の端緒を発見した際に経営者等と対峙できる気概を養っていくため、各監査法人等において、監査チーム内でのやり取りや上司による監査調書の査閲・指導を通じた監査の現場での訓練(OJT)を改めて強化していくことが重要である。

また、個々の会計士が初めて企業不正に直面する際に、その不正を見逃すことのないよう、教育研修を通じて、過去の不正の実例やその発見に至る端緒、必要な対応等についての理解を深めることも必要である。このほか、各監査法人等において、関連する資格の取得や企業への出向等の慫慂等、会計士の力量向上のための幅広い取組みが検討されるべきである。

監査の現場において企業不正に適切に対応するためには、会計士個人の力量の向上に加え、会計士による職業的懐疑心の発揮を確保するための、組織としての態勢整備が必要である。例えば、監査チームの構成にあたり、監査先企業のビジネスモデルや想定されるリスク等を踏まえて個々の会計士の能力・経験を適切に組み合わせる、また、適切な審査体制を構築するなどの対応が必要である。

(2) 不正リスクに着眼した監査の実施

冒頭で述べたとおり、会計監査の充実に向けた累次の取組みを通じ、 監査基準や品質管理基準、不正リスク対応基準等、会計監査を実施す るための規制・基準は相当程度整備されてきた。しかしながら、これ らの規制・基準をしっかりと現場にまで定着させ、不正リスクに対応 した適切な監査を確保するための態勢が十分整備されていないことが 問題とされている。

したがって、監査法人等には、実効的なガバナンスを確立し、マネジメントを有効に機能させることにより、これらの基準等の実施を徹底させ、不正について特段の注意を払うとともに、不正リスクに着眼した適切な監査手続を確保することが求められる。

4. 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック

監査業務は個別性・専門性が高く、企業の機密情報の取扱いを伴うことから、時に「ブラックボックス」とも言われるように、その過程や結果の適正性を外部からチェックすることが困難である。その結果、特に企業と監査人の関係が長期間にわたる場合、監査人の独立性が損なわれたり、職業的懐疑心の発揮が鈍らされたりすることとなり、適正な会計監査が確保できないおそれがある。

最近の不正会計事案においても、長期間にわたって同じ企業やその子会社の監査を担当した者が監査チームの中心となっていたことにより、企業側の説明や提出資料に対して職業的懐疑心に基づく検証が十分に実施できなかったことが、不正会計を見逃した一因として指摘されている。

適正な職業的懐疑心の発揮を促し、会計監査の品質・信頼性を確保するためには、監査人の独立性の確保を徹底することや、当局や協会といった独立した「第三者」による監査の品質チェックの実効性を向上させることが不可欠である。

(1) 監査法人の独立性の確保

監査法人の独立性の確保を徹底する観点から、EUでは、監査法人を一定期間毎に強制的に交代させるローテーション制度の導入が決定されており3、我が国においても有効な選択肢の一つであると考えられる。

他方、監査法人のローテーション制度については、監査人の知識・経験の蓄積が中断されることにより監査品質が低下するおそれがある、あるいは、大手監査法人の数が限られている監査市場の現状を踏まえると、当該制度の円滑な導入・実施は現時点では困難であるとの指摘もある。

このため、まずは諸外国の最近の動向も踏まえつつ、我が国における監査法人のローテーション制度の導入に伴うメリット・デメリットや、制度を導入した際に実効性を確保するための方策等について、金融庁において、深度ある調査・分析がなされるべきである。

また、監査人の独立性を確保するため、監査チーム全体のローテーションを義務付けるべきといった議論がある。これについては監査法人のローテーションと同様、監査人の知識・経験の蓄積が中断され、監査の品質が低下するおそれがあるとの指摘に加え、同一法人内でローテーションを行うことにどこまで効果があるのか疑問視する見方等もあることを踏まえ、検討することが必要である。

(2) 当局の検査・監督態勢の強化

① 検査

審査会の大手監査法人に対する検査の頻度は、現状、2年に1度 であることから、機動的な検査や必要なフォローアップが実施でき ていないのではないかとの指摘がある。

³ 上場企業等に対して、一定期間毎に監査法人等を交代させる義務を課す EU の規則 (レギュレーション) が平成 26 年 6 月に発効し、本年 6 月から適用される予定となっている。上場企業等に対する同一の監査法人等による監査期間は最長 10 年とされており、公開入札や共同監査を実施する場合は、より長い監査期間が許容されている。一度交代した監査法人等が再び監査人となるには、4年間のインターバルが必要とされる。

実際にも、大手監査法人を中心に、審査会の指摘事項に対する改善策がガバナンスやマネジメント上の問題から監査の現場まで徹底されず、同様の指摘を繰り返し受けるケースが見られる。このため、大手監査法人に対する検査の頻度を上げ、コードの実施状況にも依拠しながら、根本原因であるガバナンスやマネジメントの状況の検証を含むフォローアップを強化するなど、検査の適時性・実効性を向上させるべきである。その際、協会との適切な役割分担を図りつつ、全体として監査の品質のチェックの実効性を向上させる必要がある。

② 監督

大手監査法人等について、ガバナンスやマネジメントの在り方が 課題とされていることを踏まえれば、金融庁による監督においても、 大手監査法人等に対しては、従来の個別の監査証明の適正性を確保 するための監督にとどまらず、適正な会計監査の実施を確保するた めのガバナンスが確立されているか、マネジメントが有効に機能し ているかなど、問題の背後にある根本原因等にもより着目した監督 を行うことで、その実効性向上を図っていく必要がある。こうした 観点から、監督の枠組みについて検証し、必要があれば見直しを行 うべきである。

(3) 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化

公認会計士は、高い専門性を有する職業専門家として、企業の財務 書類の監査証明を行う独占的な地位を与えられている。このようにし て行われる会計監査が社会の信頼を確保していくためには、適正な会 計監査の確保のため、会計士が自らその行動を厳しく律することが不 可欠である。この意味で協会の自主規制機関としての役割は極めて重 く、最近の不正会計事案の発生も踏まえ、自主規制機能の強化に真摯 に取り組んでいく必要がある。

まず、協会の品質管理レビューによる監査の品質チェックについては、形式的なチェックに留まっているのではないか、また、監査法人等のリスクに応じた適切なリソース配分ができていないのではないかとの指摘がある。このため、レビューを各法人等のリスクに応じたより深度あるものとするなどの見直しを行うべきである。加えて、上場会社監査事務所登録制度についても、監査法人等が上場企業を監査するのに十分な能力・態勢を有していることが担保されるよう、厳格な

運用に努めるべきである。

このほか、協会による教育研修についても、企業不正の発見・防止 や企業との対話等に係る能力の向上により重点を置いた見直しを行う べきである。

5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

最近の不正会計事案においては、上場企業のガバナンスや内部統制は 形式的には整備されていたものの、経営トップが当期利益至上主義のも とで予算の達成や実績見込みの上積みを強く求めたのに対し、内部統制 が機能せず、監査委員会等もその監査機能を発揮できなかったことが指 摘されている。

財務報告に係る内部統制を適切に整備し、適正な財務諸表を作成する責任は企業にある。このため、企業の会計監査に関するガバナンスの強化や実効的な内部統制の確立が、適正な会計監査の確保のために不可欠である。また、高品質な会計監査を実施するためには、IT の活用にも努めることが必要である。

(1)企業の会計監査に関するガバナンスの強化

最近の不正会計事案においては、不正会計に関与していた元 CFO(最高財務責任者)が監査委員長に就任していた以外に、財務・経理に関する適切な知見を有する監査委員が存在しなかったことにより、監査委員会が独立性・客観性を確保できず、監査機能を適正に発揮できなかったことが、不正会計を発見できなかった一因として挙げられている。また、企業の側から監査人に対して十分な情報提供を行う態勢が整備されていなかったこと、内部通報制度が機能しなかったことも不正会計が発見できなかった要因として指摘されている。

不正会計の端緒を早期に発見し、これを防止するためには、各上場企業が、財務・経理に関して適切な知見を有する社外監査役等を選任するなど、監査役会等の独立性・客観性・実効性を高める必要がある。この点に関して、監査等委員会設置会社への移行は、監査役会等の独立性を高める観点から有効な対応の1つであるとの意見があった。

また、監査役会等及び取締役会において、十分な監査時間や監査人から経営陣幹部へのアクセス、監査人と企業との十分な連携等を確保

するための適切な態勢整備に取り組むことが求められる。

内部通報制度については、その窓口の存在を周知徹底するとともに、 通報者が安心して意見を言える制度とするため、例えば、社外取締役・ 社外監査役を内部通報のレポートラインとするなどの取組みが求めら れる。

更に、監査人の報酬については、監査役会等の同意のもとで取締役会が決定する仕組みとなっているが、監査人の独立性の確保を図る観点から、監査報酬の決定の在り方については、引き続き幅広い観点から検討されることが望ましい。

(2) 実効的な内部統制の確保

最近の不正会計事案においては、経営トップの不正によって、当該企業の内部統制が機能不全に陥っていたことが指摘されている。我が国の内部統制報告制度については、制度実施のためのコスト負担が過大とならないようにするための方策を講じつつ、内部統制の実効性確保に努めてきたところである。

こうした考え方は引き続き維持されていくべきものと考えるが、例えば経営者の姿勢や取締役会等のガバナンス機能に関して実態を踏まえた具体的な評価の実施が徹底できているかなど、内部統制報告制度の運用状況については必要な検証を行い、制度運用の実効性確保を図っていくべきである。

(3) 監査における IT の活用

企業活動の国際化、複雑化が進展する中、取引等をより網羅的にチェックし、問題をより効果的に抽出していくため、各国の監査法人等を中心に、IT を活用した会計監査の手法に関する調査・研究が進められている。協会においても、IT を利用した監査の動向について研究を行っているところである。4

4 このほか、例えば国際監査・保証基準審議会(IAASB)においては、昨年、監査におけるITの活用に関するワーキンググループが立ち上げられ、具体的な活用事例や

おける IT の活用に関するワーキンググループが立ち上げられ、具体的な活用事例や、 監査手続に与える影響について調査を実施している。

監査の現場におけるITの活用が、業務の効率化や深度ある監査に繋がっていくことが期待される。また、電子化された監査調書等を有効に活用することにより、査閲や審査の高度化・効率化も期待される。

より多くの監査法人等においてITの有効な活用に向けた検討が進められ、リスクに応じたより深度ある会計監査の実施が可能となるよう、協会が積極的な役割を果たして、監査におけるITの効果的な活用に向けた取組みを進めていくことが期待される。

(4) その他

適切な資質・力量を備えた会計士を育成・確保する観点からは、引き続き公認会計士資格の魅力の向上に取り組むとともに、公認会計士試験制度や実務補習等の在り方についても、継続的に検討を行っていくことが重要である。

Ⅲ. おわりに

以上が、会計監査の信頼性確保に向けた対応についての懇談会による 提言である。会計監査に関わる関係者がこれらの提言の実現に取り組む ことにより、

- ・監査法人等が実効的なガバナンスのもとで有効にマネジメントを機能 させ、企業と共に高品質で透明性の高い会計監査を実施する、
- ・企業やその株主が監査の品質を適切に評価し、その評価を踏まえて監 査法人等に監査を依頼するようになる、
- ・このような動きが、より高品質な監査を提供するインセンティブの強化 や、高品質な会計監査に株主や企業が価値を見出すことによる監査法人 等の監査報酬の向上等につながる、

好循環が生まれることが期待される。このような好循環が確立されることにより、市場全体における監査の品質の持続的な向上につながっていくことが望まれる。

さらに、このような監査の品質と透明性の向上に伴い、大手上場企業等の監査の担い手となる監査法人の厚みが増し、大手上場企業等やその株主が、適切な評価のもとに、より幅広い選択肢のなかから、監査法人を選ぶことができるようになっていくことも期待される。

提言のうち、関係者において直ちに実施可能なものについては、速やかに実施に向けた作業が進められることを期待するとともに、懇談会としてもその進捗をフォローしていく。また、提言のうち、更なる調査・分析を必要とするものについては、関係者において速やかに調査等が行われることを求めたい。懇談会としても、調査等の結果を踏まえ、必要に応じて更なる検討を行っていく。

会計監査の在り方をめぐっては、なお様々な議論が行われているところである。懇談会としても、会計監査が資本市場を支える欠くことのできないインフラとしての役割を適切に果たしていく観点から、関係者による前向きな議論が引き続き行われることを期待するとともに、こうした議論を注視し、会計監査の在り方について、必要に応じて更なる検討を加えていくこととしたい。